

# 令和3年度山形県元気な農村づくりスタートアップ支援事業公募要領

元気な農村づくりスタートアップ支援事業による取組みを公募しますので、山形県元気な農村づくりスタートアップ支援事業実施要領（令和3年6月11日付け農計第427号。以下「実施要領」という。）及び、この公募要領に基づいて応募してください。

## 1 事業の目的

地域の方々の話し合い等で立案・合意された行動計画等に掲げた地域の将来像などの実現に向けて、農業生産活動等の維持・発展のための新たな取組みを行おうとする場合に、その立上げ（試行）を支援します。

## 2 応募者の要件

本事業に応募できるのは、地域の合意により策定した行動計画（集落戦略など）のある中山間地域等の集落・組織とし、併せて次の要件を満たす者とします。

なお、行動計画については、集落戦略（中山間地域等直接支払制度）のほか、棚田地域振興法に基づき認定を受けた「指定棚田地域振興活動計画」、実質化された人・農地プラン、令和2年度までの県事業「元気な地域づくり支援プロジェクト事業」等を活用して策定されたものが該当します。ただし、いずれの場合も、行政機関の支援を受けながら、当該計画の実践に向けた調整が現に進められているものに限りします。

（詳細は実施要領をご確認ください）

### ○共通要件

- ① 事業を完遂させる見込みがあり、将来とも継続的な活動が見込まれること。
- ② 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約等の定めがあること。
- ③ 会計経理が明確であること。
- ④ 過去に下記の事業を活用し、本事業と同じ取組みを実施した者でないこと。
  - ・元気な女性・若者ビジネス応援事業（平成27～28年度）
  - ・元気な6次産業化ステップアップ支援事業のうち、スモールビジネス創出支援事業（平成29～30年度）
  - ・農山漁村地域持続的発展活動支援事業（平成31年度（令和元年度）～）

## 3 補助対象事業

本事業の事業内容は、下記の表に記載するいずれかの分野の取組みとし、併せて次に掲げる要件をいずれも満たすものとします。

- (1) 行動計画等に掲げた将来像などの実現に向けた新たな取組みであること。
- (2) 農業生産活動等の維持・発展に向けた取組みであること。

取組み分野			
○担い手育成	○農地集積	○高収益作物の生産	○加工・販売
○観光・交流	○定住促進	○外部人材確保	○荒廃農地対策
○省力化	○その他		

#### 4 補助対象経費

本事業における補助対象経費は、事業の目標達成に必要な経費とし、次に示すとおりとします。

区分	内容
旅費	当該事業の実施に最小限必要な旅費及び講師旅費
報償費	当該事業の実施に最小限必要な講師等に係る謝金
需用費	当該事業の実施に最小限必要な次の経費 燃料費（自動車等の燃料費） 印刷製本費（パンフレット、チラシ、各種資料の印刷費） 修繕費（資材等の修繕費） 消耗品費
役務費	当該事業の実施に最小限必要な通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費）、手数料
使用料及び賃借料	当該事業の実施に最小限必要なほ場（農地）、会議室、会場、物品等の使用料及び賃借料
物品購入費	当該事業の実施に最小限必要な5万円未満の物品（資材及び機材）の購入費
委託料	当該事業の実施に直接必要な研究、開発等の委託費
その他	事業の実施に必要なと知事が認めるもの

#### 5 補助率等

本事業における補助金の額は定額とし、対象経費の実支出額又は250,000円のいずれか低い額とします。

なお、取組みの内容によっては、1年間での目標達成が困難である場合も想定されるため、事業検討に係る取組みは複数年（最長3年間）での事業実施も可能とし、この場合、複数年合計の補助金の額は、対象経費の実支出額又は250,000円のいずれか低い額を上限とします。ただし、補助は予算の範囲内で行うため、2年目以降の補助を保証するものではありませんので、留意してください。

#### 6 事業実施計画書の作成

本事業の実施を希望する者は、事業実施計画書を作成しなければなりません。事業実施計画書には、次の項目を明記してください。

- ① 事業実施主体の概要
- ② 具体的な取組みの内容
- ③ 取組みの目標（到達点）について
- ④ 取組みによる効果
- ⑤ 行政機関からの支援状況
- ⑤ 実施年度別の事業計画

#### 7 応募方法

- (1) 募集期間（事業実施計画書の提出期間）

随時募集。ただし、予算がなくなり次第終了します。応募される際は、必ず下記12番に記載した相談窓口事前に相談をお願いします。

- (2) 応募に必要な書類  
 応募に必要な書類は、実施要領に定めた次のものです。
  - ① 事業実施計画書提出文書（別記様式第2号）
  - ② 事業実施計画書（別記様式第1号）
- (3) 作成した事業実施計画書は、募集期間内に申請者の活動拠点が所在する市町村長に提出してください。
- (4) 提出された事業実施計画書は、市町村長が意見書を添付の上、農林水産部農村計画課に提出することになります。
- (5) 必要に応じて、応募内容の問い合わせを行うことがあります。

## 9 事業実施計画書の承認

- (1) 審査方法  
 知事が設置する事業実施計画審査会（以下「審査会」という。）において、次の項目について審査します。
  - ① 応募者が、2に掲げる要件について適正であるか。
  - ② 事業内容が、3に掲げる要件について適正であるか。
- (2) 承認の適否  
 審査会の結果を基に、事業実施計画の承認について適否を決定し、応募者及び関係市町村長に対してその結果を通知します。  
 応募多数の場合は事業採択が見送りとなる場合もありますので、予め御了承願います。

## 10 事業実施計画の承認後の手続き

- (1) 事業実施計画の承認後は、補助金交付申請等、適時適切に手続きを行ってください。
- (2) 補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

## 11 事業実施主体の責務

- 事業を実施するに当たっては、次の事項のほか、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）、本事業において規定する実施要領及び令和3年度山形県元気な農村づくりスタートアップ支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を遵守し、適正に事業を執行してください。
- (1) 事業実施主体は、事業に係る経理について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保管しなければなりません。
  - (2) 事業により得られた成果については、県が作成する資料等に掲載したり、セミナー等の県事業において内容を発表させていただく場合があります。

## 12 受付先及び相談先

事業の実施に関することについては、下記までお問い合わせください。

相談窓口・受付	住所	電話番号
山形県農林水産部農村計画課	〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 (県庁10階)	023-630-2948